平成２６年（フ）第８０７号
広島市安芸区瀬野西２丁目８番20―102号
債務者　南石　成一
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８３４号
広島市安芸区矢野西１丁目３番12―110号
ＪＲＢハイツ矢野Ⅰ番館
債務者　関谷麻奈未
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４７号
広島市南区向洋大原町25番11号
債務者　玉井　町子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８６３号
広島市中区吉島新町１丁目１番13号
債務者　野間　重光
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６０号
山口県下関市幡生町１丁目７番35号
債務者　前村　昌輝
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
福岡県直方市大字知古1249番地１　市住733号
債務者　絹川　孝一
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第７０号
福岡県直方市大字知古1249番地１　市住733号
債務者　絹川　順子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第４５号
福岡県八女郡広川町大字新代1384番地１　グリーンパークゆのそＣ棟101号、旧住所福岡県みやま市高田町永治150番地
債務者　加藤　裕介
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第４６号
福岡県八女市立花町北山2928番地15　北山団地22号
債務者　加藤由紀子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第５９号
福岡県田川市大字伊加利2011番地　城山団地３―２―５
債務者　立花　治信
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第２８８号
宮崎市瀬頭２丁目２番21号　フォルム宮崎駅南202号
債務者　稲葉美沙子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３９号
鹿児島県出水市緑町19番24号　北村貸家103、前住所鹿児島県出水市荘2384番地２
債務者　田中　吉知
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
鹿児島県薩摩川内市平佐町4454番地１、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町4622番地３
債務者　川原　健郎
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町6389番地　コーポ都101、前住所鹿児島県出水郡長島町鷹巣1390番地24
債務者　余宮　安文
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
鹿児島県薩摩郡さつま町中津川3398番地
債務者　宮永　　登
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
秋田県能代市字長崎16番地７
債務者　原田　榮子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第２５号
山形県最上郡金山町大字金山268番地２　町営住宅Ｃ―２―１
債務者　我妻　竹広
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
山形地方裁判所新庄支部